

中山間地農業ルネッサンス事業

【40,000(40,000)百万円】

(優先枠等を設けて実施)

対策のポイント

傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<背景/課題>

- ・食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれており、集落機能や地域資源の維持にも影響が生じています。
- ・一方、中山間地は平地に比べ、豊かな自然、景観、気候、風土条件を活かした収益力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域です。
- ・このため、経営規模の大小に関わらず意欲をもった前向きな農業者が、清らかな水、冷涼な気候、棚田の歴史等の中山間地の特色を活かした多様な経営の展開を通じて活躍していくことで、中山間地農業を元気にする必要があります。

政策目標

地域の特色を活かした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<主な内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

200(200)百万円

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援します。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：都道府県等〕

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 21,300(21,300)百万円

中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小に関わらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 強い農業づくり交付金
- (2) 農業農村整備関係事業
- (3) 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- (4) 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- (5) 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策等)

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (6) 農山漁村振興交付金(山村活性化対策)

〔補助率：定額、1/2等
事業実施主体：地方公共団体等〕

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 18,500(18,500)百万円

農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。また、中山間地における営農の継続を支援する中山間地域等直接支払交付金と連携して取組を推進します。

【支援事業】

(優先枠設定等)

- (1) 多面的機能支払交付金
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金
- (3) 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- (4) 荒廃農地等利活用促進交付金
- (5) 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型
- (6) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金〔新たに設定〕

【連携事業(中山間地限定事業)】

- (7) 中山間地域等直接支払交付金

〔補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農業者団体等〕

お問い合わせ先：

- 1、2(6)、3(4)、(7)の事業
農村振興局地域振興課 (03-3502-6286)
- 2(2)、(5)の事業
農村振興局地域整備課 (03-3502-6098)
農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- 3(3)の事業
農村振興局農村環境課鳥獣対策室
(03-3591-4958)
- 3(1)の事業
農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室
(03-6744-2197)
- 2(4)の事業
食料産業局産業連携課 (03-6738-6474)
- 2(1)の事業
生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- 3(2)の事業
生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)
- 3(5)の事業
生産局飼料課 (03-3502-5993)
- 2(3)の事業
経営局経営政策課 (03-6744-0576)
- 3(6)の事業
林野庁森林利用課山村振興・緑化推進室
(03-3502-0048)

中山間地農業ルネッサンス事業

平成30年度予算概算決定額 400 億円 (優先枠等を設けて実施)

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

中山間地農業ルネッサンス推進事業 (拡充) 【2億円】

地域の創意工夫にあふれる取組や支援制度の活用事例の紹介、専門知識を有する者等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等の支援に加え、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

優先枠 2 1 3 億円、制度拡充等

地域の特色を活かした農業の展開

- 農地や農業施設など生産条件の改善
- 集落営農の組織化・法人化等の生産体制の確立
- 少量でもこだわりのある厳選食材の生産・販売
- 6次産業化・ブランド化

国の支援事業

- ・ 強い農業づくり交付金
- ・ 農業農村整備関係事業【拡充】
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業

連携事業 農山村振興交付金 (山村活性化対策)【拡充】

都市農村交流や農村への移住・定住

- インバウンド需要を呼び込む「農泊」の取組
- 教育・福祉等と連携した交流の取組
- 移住・定住、二拠点居住の推進

- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備
- ・ 農山村振興交付金 (農山村活性化整備対策等)

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

優先枠 1 8 5 億円、制度拡充等

- 多面的機能発揮を図る地域の共同活動
- 鳥獣被害防止とジビエ等の利活用
- 放牧の取組
- 耕作放棄地の解消
- 農業と林業との多様な連携 等

国の支援事業

- ・ 多面的機能支払交付金【拡充】、環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 (侵入防止柵、処理加工施設等)【運用改善】
- ・ 荒廃農地等利活用促進交付金【拡充】
- ・ 産地振興交付金のうち加工・直売施設整備
- ・ 農山村振興交付金 (農山村活性化整備対策等)
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金【新たに設定】

連携事業 中間地域等直接支払交付金【運用改善】

中山間地農業ルネッサンス事業に関連する事業の優遇措置

中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ・ 専門家等によるきめ細かな営農指導、地域を牽引していくリーダーの確保・育成等を推進するための都道府県等の活動を支援
- ・ 営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備など、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援

「多様で豊かな農業」と「美しく活力ある農山村」の実現に向けた支援

1. 農業農村整備関係事業
 - (1) 農業競争力強化基盤整備事業
 - ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
 - ・ 農業者の費用負担分の全額を国が負担する機構関連事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
 - ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）
 - (2) 農山漁村地域整備交付金

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施
2. 強い農業づくり交付金

上限事業費を1.3倍に拡大するとともに、都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施
3. 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備

加工・販売施設等の整備に対して補助率を嵩上げ（3/10→1/2）して実施
4. 農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

連携事業

1. 中山間地域等直接支払交付金

集落戦略（地域の10～15年後を見据えた戦略であり、作成した場合、交付金返還が一部緩和）の作成期限を延長（平成29年度末→平成31年度末）
2. 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

山村地域の農林水産物等の販路開拓を支援するため、山村の産品に興味を持つバイヤーを集めた商談会を開催

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

1. 多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が100ha以上」→「農用地面積が50ha以上」又は「3集落以上での組織の構成」）
2. 環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除
3. 鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算
4. 荒廃農地等活用促進交付金

新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援
5. 国産飼料増産対策のうち肉用牛・酪農基盤強化対策のうち放牧活用型

新たに繁殖雌牛放牧に取り組み場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施
6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

注：点線枠で囲まれた部分は平成30年度拡充内容。

農山漁村振興交付金

【10,070(10,060)百万円】

(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市部においては、農山漁村の価値が再認識されています。
- ・こうした中、都市と農山漁村を人々が行き交う社会を実現し、すべての住民が農山漁村で生き生きと暮らしていける環境を創り出すことが重要です。
- ・そのため、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

政策目標

- 平成32年度までに、都市と農山漁村の交流人口を1,450万人まで増加させる
- 平成37年度の農村部の人口が2,151万人を下回らないよう人口減を抑制する

<主な内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援します。

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援します。

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

（事業実施主体：都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等）
交付率：定額、1/2等

お問い合わせ先：

1 に関する事

農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)

2 に関する事

農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

3 に関する事

農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。

普及啓発

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮に向けた取組などを支援。

地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動を支援

事業実施主体：地域協議会
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限500万円等）



活動計画づくり



庭先集出荷

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を生かす取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額（上限200万円等）



マルシェの開催

交流

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行（「農泊」）をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者の受入等の取組を支援。

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや宿泊施設の整備等を一体的に支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限2年等
交付率：定額、1/2等



農作物収穫体験



古民家等の改修

農福連携対策

福祉農園等を整備する取組に加え、障害者の適性を踏まえた農業活動を行うための取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限1年等
交付率：定額、1/2



障害者による玉ねぎ収穫



高齢者のいきがい農園の整備

定住促進

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援。

山村活性化対策

山村の所得の向上や雇用の増大に向け、山菜や薪炭等の山村の特色ある地域資源等の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

事業実施主体：地域協議会等
実施期間：上限3年等
交付率：定額（上限1,000万円等）



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

事業実施主体：都道府県、市町村等
実施期間：上限5年等
交付率：定額、1/2等



農産物直売施設



味噌加工施設

「農泊」の推進

【5,655(5,000)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す

<主な内容>

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、取組地域への人材派遣、古民家等を活用した滞在施設等や市町村等が作成する活性化計画に基づいた「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングや優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1/2等
事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

「農泊」の推進

【平成30年度予算概算決定額：5,655(5,000)百万円】
 (平成29年度補正予算：345百万円)

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進事業（ソフト対策）	施設整備事業（ハード対策）
<p>○事業概要 農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援</p> <p>○事業実施主体 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等</p> <p>○事業期間 2年間</p> <p>○交付率 定額（1年目：上限800万円、2年目：上限400万円）</p>	<p>○事業概要 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援</p> <p>○事業実施主体 市町村、地域協議会の中核となる法人等</p> <p>○事業期間 2年間</p> <p>○交付率 1 / 2</p> <p>(活性化計画に基づく事業)</p> <p>○事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等</p> <p>○事業期間 原則3年間</p> <p>○交付率 1 / 2 等</p>
 インバウンド受入のための体制構築  地域資源を活用した体験メニューの開発  地域の食材を活用したメニュー作り  地域の特産品の開発  Webサイトの構築	 古民家を活用した宿泊施設  ※イメージ  廃校を改修した体験施設  農産物販売施設

広域ネットワーク推進事業（拡充）	
<p>○事業概要 国内外の旅行者や旅行者等々に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域とのマッチングなどを支援</p> <p>○事業実施主体 民間企業、都道府県 等</p> <p>○事業期間 1年間</p> <p>○交付率 定額</p>	 農泊シンポジウムの開催  海外の有名人を起用した動画（LITV）の撮影 <small>※LITV…アジア新開国の富裕層を対象としたライフスタイル専門のCATV</small>

山村活性化支援交付金

【780（780）百万円】

対策のポイント

山村の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、人材や労働力が不足し、地域社会の活力が低下しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていますが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大による山村の活性化が必要となっています。

政策目標

地域資源を活用して山村の活性化に取り組んだ地域の8割において、所得・雇用の目標を達成（平成32年度）

<主な内容>

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等）を支援します。

また、逆見本市形式による商談会を開催し、販路開拓を支援します。

（ 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円等）
事業実施主体：市町村等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2498）]

山村活性化支援交付金

平成30年度予算概算決定額【780（780）百万円】

対策のポイント

- 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。山村の活性化には、こうした地域の潜在力を引き出すことが重要。
- このため、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための取組を支援。

対策の内容

○ 地域資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

〔 資源量調査、文献調査、聞き取り調査
地域資源の管理・保全形態等調査 等 〕



現地調査

(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

〔 住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催
資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり
技術研修会等の開催 等 〕



合意形成・計画づくり

(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

〔 マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり
既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり
商品パッケージ等のデザイン検討 等 〕



地域産品の加工及び商品化

逆見本市の開催【拡充】

〔 山村の商品を専門的に扱う都市部のバイヤーがブースを設置し、山村側の売り手がブースを回り商品をアピールする、逆見本市形式の商談会を開催し、販路開拓を支援 〕

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

- 交付率：定額(1地区当たり上限1,000万円等)
- 実施期間：上限3年等
- 事業実施主体：市町村等
- 対象地域：山村振興法に基づき指定された振興山村
※山村振興計画が策定されていること

荒廃農地等利活用促進交付金

【160（231）百万円】

対策のポイント

荒廃農地等を引き受けて営農を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等整備を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、食料の安定供給にとって不可欠であり、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用を図っていくことが重要です。
- ・このため、農業者、農業者が組織する団体、参入企業等の担い手や農地中間管理機構等が行う荒廃農地等を再生利用する取組を支援し、荒廃農地の発生防止と解消を図ります。

政策目標

平成37年までに農用地区域において、4.5万haの荒廃農地を再生

<主な内容>

1. 荒廃農地の再生利用及び発生防止活動への支援

- (1) 1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）※1の再生作業（雑木の除去等）、土壌改良（肥料の投入等）、営農定着（再生農地への作物の導入等）、経営展開（加工品試作及び試験販売の取組等）を支援します。
- (2) 2号遊休農地※2から1号遊休農地への悪化を防止するために必要な整地等の低コスト整備の取組を支援します。
- (3) 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となっていく場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて支援します。

※1 「1号遊休農地（荒廃農地<A分類>）」とは、農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地のこと。なお、これとは別に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地<B分類>がある。）。

※2 「2号遊休農地」とは、農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。

2. 施設等の整備への支援

荒廃農地の再生利用・発生防止に必要な基盤整備（暗きょ、農道の整備等）や農業用機械・施設（収穫機、ビニールハウス等）、農業体験施設（市民農園等）等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」については、本交付金によって引き続き支援します。

〔 交付率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2、55/100等
事業実施主体：認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等 〕

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課（03-6744-2665）]

荒廃農地等利活用促進交付金の概要

【平成30年度予算概算決定額：160（231）百万円】

- 農業者、農業者が組織する団体等が、荒廃農地等を引き受けて営農を再開するために、再生作業、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援します。

【対象者】

- 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体

※ 東日本大震災復興のため耕作放棄地再生利用緊急対策交付金で措置していた「被災者支援型」は、本交付金によって引き続き支援。

【対象農地】

- 農振農用地区域内の以下の農地を対象（農業体験施設の場合は除く）。

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）

- ・ 農地法第32条第1項第1号に規定する農地で、再生作業の実施によって耕作が可能となる荒廃農地（市町村等が実施する荒廃農地調査においてA分類に区分された農地）。



2号遊休農地

- ・ 農地法第32条第1項第2号に規定する農地で、周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っている農地。



【交付金の流れ】



※ 附帯事業の場合は、都道府県・市町村

【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満。
- 再生された農地において5年間以上耕作されること。
- 交付率：定額（1/2相当（再生利用活動5万円/10a、発生防止活動2万円/10a等））
1/2、55/100等（重機を用いて行う再生作業、施設等の整備）
- 事業実施期間：3年間を上限（チャレンジ支援枠の場合4年間を上限 [拡充]）

【主な支援内容】

発生防止・再生利用等への支援

1号遊休農地（荒廃農地＜A分類＞）への支援

再生利用活動

- ・ 再生作業（雑木の除去等）、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行等の取組。



施設等の整備

- ・ 再生農地の暗さよ・農道等の基盤整備、生産再開に必要な収穫機やハウス等の農業用機械・施設、農業体験施設の整備。



2号遊休農地への支援

発生防止活動

- ・ 整地等の低コスト整備。

施設等の整備

- ・ 1号遊休農地の支援と同じ。



※ 中山間地農業ルネサンス事業の「地域別農業振興計画」に基づき、新規就農者等を後押しするため、再生した荒廃農地等を活用した栽培技術の指導や利用権の移転等の取組を担い手と新規就農者等が二人三脚となって行う場合には、優先枠（チャレンジ支援枠）を設けて、これらが行う再生利用活動を総合的に支援。[拡充]

・ 附帯事業への支援

都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援。

連携事業

- ・ 荒廃農地等を活用して放牧事業（※1）に取り組み際に牧柵等を整備。

- ・ 2号遊休農地を対象として、農地中間管理機構が果樹の改植事業（※2）を行う際に果樹柵等を整備。

※1 「肉用牛・酪農基盤強化対策事業（放牧活用型）」（生産局所管）
※2 「果樹農業好循環形成総合対策事業」（同上）

